

議第41号

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成24年三島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「指定居宅
サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則
第9号。以下「県指定居宅サービス等基準規則」という。）第63条第1項第1号
ア」に、「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号ア」に改める。

第61条第4項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例」を「三島市指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に改める。

第190条中「指定居宅サービス等基準第59条」を「県指定居宅サービス等基準規
則第62条」に改める。

第191条第10項中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「県指定
居宅サービス等基準規則第63条第1項第1号ア」に、「同条第1項第1号イ」を
「同条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士